

第 6270 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 8月 29日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 国税を滞納すると

**Q** : 国の税金を滞納するとどうなりますか？

**A** : 延滞税が課せられます。督促や滞納処分を受ける場合もあります。

### 【解説】

国税を納付期限までに納めないと、延滞税が課せられます。延滞税の割合は、次のとおりです。

①納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで…年7.3%と特例基準割合+1%のいずれか低い割合 (令和元年は2.6%)

②納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後…年14.6%と特例基準割合+7.3%のいずれか低い割合 (令和元年は8.9%)

また、納期限が過ぎても税金を完納しないときは、税務署から督促状が送付されます。

そして、督促状が発送された日から起算して10日を経過した日までに税金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

滞納処分は、次の手続きによって行われます。

### ①差押え

督促状の送付を受けても税金を完納しない場合には、財産の差押えが行われます。財産の差押えをされるとその財産は処分することができなくなります。

### ②公売

差押えを受けてもなお税金を完納しない場合には、差押えられた財産が売却(公売)され、その売却代金が滞納税金に充当されます。財産が債権の場合は、直接取立てが行われます。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

